

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	豊田地域 (塚原、藤山、南藤山、尾窪、鰐瀬、土鹿野、陳内、沈目、阿高、東阿高)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田地帯で土地利用型、施設園芸、酪農等が盛んであり、畑には種苗類やぶどう、栗等の果樹、また筍等が栽培、肥培管理されている。農業者の平均年齢は69歳と高齢化が進んでおり、令和元年度に農事組合法人を設立したものの、遊休農地の更なる増加が懸念されています。今後、「農事組合法人火の君とよだ」が中心となり、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などの意見を交え地域全体で農地を利用していくことで、持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を目指す。また、作業効率を高めるため、分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

施設園芸や樹園地、酪農経営の担い手には、本業へ専念していただき、一方、土地利用型農業に従事する担い手や営農組合等においては、中間管理機構を活用した農地の集約化を進め、話し合いを通じてさらなる団地化とブロックローテーションを図り、所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	459.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	458.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びそこに隣接した農業上の利用が行われてる農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の作業効率を向上させ、農業経営の効率化を図るため、隈庄地区営農改善組合において、農地の集積・集約化に関する協議・調整を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業生産基盤等の整備や保全を進めるため、担い手等の要望に応じて地域の現状等を勘察しつつ、農業農村整備事業等の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
隈庄地区営農改善組合や営農組合、また今後地域の担い手を中核に、雇用や新規就農者の育成に取り組む。また、JAなど関係機関も連携し、地域農業の維持・発展に貢献する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大豆の刈取りや米麦のドローン等による一斉消毒等、JAやサービス事業者等の農作業委託を活用し、省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市や猟友会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。
- ③営農組合や大規模農家の方にはスマート農業を推進
- ⑦農業を継続されている方(兼業農家等)には、刈り取りや防除などの作業をサービス事業者に委託するなど、省力化を図りながら、農業を長く続けていただき、農地の維持・継続を図る。